

三鷹市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三鷹市が行う建設工事等の競争入札参加資格において、市内業者及び準市内業者として取り扱う事業者を認定するに当たり、必要な事項を定めるものとし、三鷹市が行う建設工事等の競争入札参加資格に係る三鷹市内等に本店等を有する者であることその他の地域要件については本要領が適用されるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 土木工事、建築工事及び設備工事をいう。
- (2) 市内業者 次条に掲げる要件を満たすものとして認定された者のうち、三鷹市内に本店や本社（以下「本店等」という。）を有している者をいう。
- (3) 準市内業者 次条に掲げる要件を満たすものとして認定された者のうち、三鷹市内に支店や支社、営業所（以下「支店等」という。）を有している者をいう。
- (4) 近隣地域内業者 近隣地域（武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市及び三鷹市）内に本店等又は支店等を有している者（市内業者及び準市内業者を除く。）をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者として認定するに当たり必要な要件（以下「認定要件」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本店等又は支店等の三鷹市内における営業年数が、次条に規定する書類の提出日現在、継続して2年以上であること。
- (2) 次条に規定する書類を提出していること。
- (3) 三鷹市に納付すべき法人市民税又は個人市民税を滞納していないこと。
- (4) 実態のある事務所として別表に定める形態種別の対象について各認定要件欄に定める認定要件を備えていること。

(提出書類)

第4条 市内業者又は準市内業者として認定を受けようとする事業者（以下「認定

希望事業者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市内業者及び準市内業者の認定に関する届出書

(2) その他、別表に定める形態種別の対象に係る認定要件を確認するために、市長が必要と認める書類

(報告、調査及び追加書類の提出)

第5条 市長は、市内業者又は準市内業者として認定するため必要があると認めるときは、認定希望事業者に対して、報告若しくは追加書類の提出を求め、又は総務部契約管理課に属する職員（以下「職員」という。）が本店等又は支店等に立ち入り第3条各号に規定する事項を調査することを求めることができる。なお、立入調査を求めるに当たり、認定希望事業者に対して事前連絡は行わないものとする。

2 前項の規定によって立入調査を行う職員は、三鷹市職員身分証明書及び名札に関する規程（平成17年三鷹市訓令第8号）第2条第1項に規定する身分証明書を携帯し、かつ、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善指導)

第6条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、認定要件を満たさないと認めるときは、認定希望事業者に対し、改善指導を行うものとする。

2 認定希望事業者は、前項により改善指導を受けたときは、改善報告書を市長に提出するものとする。

3 市長は、認定要件を満たすと認めるまでの間は、当該事業者を近隣地域内業者として取り扱うことができるものとする。

(三鷹市競争入札等審査委員会への報告、事業者への通知)

第7条 市長は、市内業者又は準市内業者として認定する事業者（以下「認定事業者」という。）を決定したときは、三鷹市競争入札等審査委員会規則（昭和40年三鷹市規則第4号）に規定する三鷹市競争入札等審査委員会にその旨報告するとともに、認定事業者に対し、認定通知書により通知するものとする。

(実態調査)

第8条 市長は、認定事業者が引き続き認定要件を満たしていることを確認するために、必要に応じて書類の提出を求めるとともに、実態調査を行うことができるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が、認定要件を満たさないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に告示又は指名をする競争入札に適用する。

(準備行為)

- 2 この要領による市内業者及び準市内業者の認定に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

形態種別	認定要件
1 事務所	(1) 単に形式的に事務所を設置しているだけではならず、三鷹市との契約に係る実態的な行為を行うことができるものであること。 (2) 建物外部、入口ドア等に社名を明らかにする看板等が掲出され、独立した事務所として形態を整えていること。ただし、複数の事業者が事務所に同居する場合であって、簡易的な間仕切り等のみで仕切られている形態は当該要件に該当しないものとし、事務所を住居として併用している形態は、営業実態等を調査の上、総合的に判断するものとする。
2 備品等	事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（電話、ファクシミリ等の通信機器や複写機等）が具備されていること。
3 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス環境	東京電子自治体共同運営 電子調達サービスの電子証明書を持ち、かつ、電子入札サービスを利用し、入札に参加できる環境が整っていること。
4 技術者の配置	(1) 経營業務の管理責任者又は建設工事の請負契約締結等の権限を付与された者（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する者）を、常勤で配置していること。ただし、配置人員が市外の事務所等と兼務になっている場合や頻繁に不在となる場合は当該要件に該当しないものとする。 (2) 登録業種に係る専任の技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する者）を、常勤で配置していること。
5 連絡体制	事務所専用の電話があり、常時連絡が取れる体制となっていること。ただし、転送電話対応が常態である場合、又は単に取り次ぎ若しくは連絡を行う人員のみを配置している場合は当該要件に該当しないものとする。